

新旧対照表

【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日閣第 243 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 審査方式</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の 2 方法とする。</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 1 として選定、許可された輸出申告等であり、<u>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閣第 142 号）第 4 章第 1 節 1-4 の規定により、当該輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び法 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下「添付書類等」という。）が提出された輸出申告等</u>については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後に提出される添付書類等の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。）</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書の提出を求めるものとする。</p> <p>ロ～チ (省略) 2 及び 3 (省略)</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 審査方式</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の 2 方法とする。</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 1 として選定、許可された輸出申告等については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後に提出される<u>仕入書又はこれに代わる書類</u>その他の必要な添付書類（以下「添付書類等」という。）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。）</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。</p> <p>ロ～チ (同左) 2 及び 3 (同左)</p>